

産業建設常任委員会審査概要報告書

委員長 山口 泰祐

- | | | | | | | | |
|-----|-------|---|--|--|--|--|--|
| I | 開催年月日 | 令和元年 12 月 13 日（金） | | | | | |
| II | 会議時間 | 午後 1 時 00 分～午後 2 時 17 分 | | | | | |
| III | 出席委員等 | 〔出席委員〕◎山口 泰祐 ○薮中 一夫 角田 悠紀
石須 大雄 吉田健太郎 坂林 永喜
大井 正樹 金森 一郎 高畠 義一
(◎…委員長 ○…副委員長)
〔議長〕 金森 一郎（委員として出席）
〔副議長〕 中川加津代
〔説明員〕 別紙名簿のとおり
〔委員外議員〕 林 貴文 酒井 善広
〔事務局職員〕 安東 浩志 松本 武司 室川 弘昭
六土 幸拓
〔傍聴者〕 なし | | | | | |

IV 審査の概要

1 付託議案について

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 議案第 147 号 | 令和元年度高岡市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会所管分 |
| 議案第 149 号 | 令和元年度高岡市駐車場事業会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 150 号 | 令和元年度高岡市工業団地造成事業会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 154 号 | 令和元年度高岡市水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 155 号 | 令和元年度高岡市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 156 号 | 令和元年度高岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 160 号 | 高岡市緑化基金条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 164 号 | 高岡市営駐車場条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 165 号 | 高岡市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 169 号 | 財産の処分について（土地） |
| 議案第 170 号 | 財産の処分について（土地） |
| 議案第 174 号 | 指定管理者の指定について（醍醐会館） |
| 議案第 175 号 | 指定管理者の指定について（高岡市木楽館） |
| 議案第 176 号 | 指定管理者の指定について（高岡市伏木漁村センター） |
| 議案第 177 号 | 指定管理者の指定について（高岡市新高岡駅観光交流センター） |
| 議案第 178 号 | 指定管理者の指定について（高岡市営高岡中央駐車場） |

	(高岡市営高岡駅前駐車場)
	(高岡市営オタヤグリーンパーキング)
	(高岡市営高岡駅南駐車場)
	(高岡市営新高岡駅前北駐車場)
	(高岡市営新高岡駅前南駐車場)
	(高岡市営新高岡駅立体駐車場)
	(高岡市営新高岡駅第1駐車場)
	(高岡市営新高岡駅第2駐車場)
	(高岡市営新高岡駅第3駐車場)
議案第179号	指定管理者の指定について (高岡市営御旅屋駐車場)
議案第180号	指定管理者の指定について (高岡市雨晴マリーナ)
議案第181号	指定管理者の指定について (御馬出市営住宅)
	(守山市営住宅)
	(蓮花寺市営住宅)
	(立野市営住宅)
	(中保市営住宅)
	(東五位市営住宅)
	(国吉市営住宅)
	(一宮市営住宅)
	(矢田市営住宅)
	(東古府市営住宅)
	(宮島市営住宅)
	(中之宮市営住宅)
	(戸出西部市営住宅)
	(吉住又新市営住宅)
	(中田市営住宅)
	(西干場市営住宅)
	(大滝宿舎)
	(御旅屋特定公共賃貸住宅)
	(西干場特定公共賃貸住宅)

以上、議案第147号のうち本委員会所管分は賛成多数で、議案第149号、議案第150号、議案第154号から議案第156号まで、議案第160号、議案第164号、議案第165号、議案第169号、議案第170号及び議案第174号から議案第181号までの計18件は、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑等は次のとおり。 〉

(以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示)

【議案第 147 号のうち商業振興事業費について】

- 大和が退店後も令和 2 年 3 月分までの家賃を支払うと聞いているが、現在、大和が賃借している部分について、市が工事するのであれば、大和の合意は得ていると認識してよいのか。
- △ 大和が賃借している部分の設計工事については了解を得ているとのことであり、実際には、本市、オタヤ開発㈱及び大和の 3 社契約という形で一旦、大和が賃借している部分を市が借り受ける契約を結んだ後、改めてオタヤ開発㈱と賃借の契約を進めていくことになっている。
- いつ御旅屋セリオの床を取得し、まちの賑わいづくりをスタートさせていくのか。
- △ 御旅屋セリオの床の取得については、土地開発公社において現在手続きを進めており、年内を目処にその手続きを完了させたい。オタヤ開発㈱で策定されたセリオタウン構想に基づき、概ね 3 カ年の計画でフロア整備を進めていく。
- 3 カ年計画ということだが、令和元年 12 月に 1 億 5 千万円を掛けて改修をしていくための予算を補正計上するということは、令和 2 年度から事業を始めるのではなく、令和元年度内から先行的に事業を始めていく部分があるためと認識しているが、いつまでに第一段階の対応をされるのか。
- △ 現在、調査及び設計を並行して進めているところであり、現段階ではっきりと時期を示すことは難しいが、令和元年度内を目途に、可能な限り早急に進めていきたい。
- 財政健全化緊急プログラムや公共施設再編計画に取り組む中で、1 億 5 千万円の先行投資は、市民からもかなり厳しくみられている。一方では、まちなかに新しいものができることを楽しみにしている方もいると思うため、この貴重なスペースをしっかりと活かしていただきたい。（要望）
- 改修工事を行うにあたり、市が床を取得しておく必要は無いのか。
- △ 大和が賃借している部分の改修工事については、オタヤ開発㈱と大和との間で調整されており、工事に着手できる状況にあると聞いている。
- 土地開発公社が取得する財産を、市が買い取る前に、改修を行うということは、違法もしくは、不当な公金支出に該当すると考えているが、見解は。
- △ 賃貸物件を改修するものであり、違法性はないと理解している。
- 市が床を取得する前に工事に着手されると、今後、床の取得についての議案が上程された場合、議会として審議の余地がない。議会の議決権を定める地方自治法の趣旨に反して、議会を軽視していると考えるが、見解は。
- △ 今回補正予算を計上した 1 億 5 千万円については、各党派に対し、土地開発公社において、土地及びそれに付随する建物の一部を購入することを表明したうえで議案として上程しているため、議会軽視ではなく、一通り説明してきたと考えている。
- 地方自治法では、予定価格 2 千万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払いは議会の議決に付さなければならないと定められている。市が御旅屋セリオの床の購入を議案として上程していない中で、土地開発公社が床を購入した後、市が買い戻す段階で初めて、2 千万円以上の財産の買入れに係る議案が上程されることになる。市がその財産を買い戻すことを前提として、議会で審議をしなければならない状況

になるため、議会軽視ではないということは理解し難い。（意見）

- 今後、全体で10億円の費用を投じて、御旅屋セリオの床の購入に係る議案が上程されると思うが、そのスケジュールの想定は。
- △ 一般会計での買戻しについては、財政の状況も勘案しながら進めることとしており、現時点で具体的な時期を示すことは難しい。
- 1億5千万円には、高岡地域地場産業センターの入居に係る設計測量工事委託料も含まれていたと思うが、当該センターで働く方から移転を止めさせてほしいとの声が上がってきている。合意形成がされていない状況で設計に進んでいくのか。
- △ 当該センターの移転については、これまでも関係団体と何度か話し合いをしてきたが、まだ決定に至っておらず、現在も協議中であることや、後に当該センターで開かれる理事会の決定を待って、議会定例会に議案を上程したなら、整備スケジュールに支障をきたすことが想定されたため、先行して予算計上することとなった。
- 現在の高岡地域地場産業センターは無料で駐車場が利用でき、観光バスも無料で駐車できる。それが御旅屋セリオに入ることとなれば、オタヤグリーンパークの改修に費用が掛かる。また、一般利用の方が土産品を買いに行く際に、都合が悪くなると考えている。以上のことから現在よりも立地条件が悪くなると考えるが、見解は。
- △ 当該センターの移転について協議を進める中で、駐車場の問題が出てきていたことから、令和元年9月定例会において市営駐車場条例の一部改正に係る議案を可決いただき、御旅屋駐車場及びオタヤグリーンパークの料金改定を行った。現在、御旅屋セリオ周辺に観光客の方も利用できる大型バスの駐車場についても検討を始めたところである。
- 今定例会の一般質問において、本市議会の最大会派が総意として挙げた庁舎の全面移転の提案に対し、市長からは、配置される公益機能の効果的発揮のために必要な行政機能の一部移転を検討したいとの答弁があった。もしも、最大会派が全面移転について議案を提出し、可決したならば、今回の御旅屋セリオ5階の整備は、税金の無駄遣いになるのではないか。
- △ 今は、庁舎の全面移転よりも、民間の誘致活動に全力を挙げているところである。また、5階ではこれまで催事場として利用されていた経歴があり、その体制を維持するため、先行して整備するものである。
- セリオタウン構想では、3年間で空きフロアの充足に向けて取り組むこととしているが、土地開発公社からの床の買戻しについて、あまり時間を掛けてられない状況である。また、高岡地域地場産業センターの移転に係る設計については、当該センター内で協議中だが、令和2年3月定例会での議決では、後の整備スケジュールに影響が出るため、先行して進めており、大型バス等の駐車スペースについても、検討を進めている状況との説明だが、未確定な部分が多く、今回の補正予算は、なかなか承認できない。今回の商業振興事業費の補正予算を通すということは、最大会派が提案した、庁舎の全面移転に反することになると考えており、催事場の整備後に庁舎を全面移転するのであれば、新たに整備が必要になるなど、今回の整備に掛かる予算は無駄になるのではないかと危惧している。40億円の財源不足の状況で

始めた財政健全化によって、市民に大きな負担をさせている中、議会として、1億5千万円が無駄になる可能性がある予算議案に、賛成して良いのか、もう一度しっかりと考えていただきたい。(意見)

○ 今回、緊急措置として、御旅屋セリオへの公益施設の導入に向けた改修工事等に係る予算を補正計上されたが、どれくらいの割合が借金になるのか。

△ 今定例会では、御旅屋セリオへの公益施設の導入にむけた改修工事等に関して、一般財源で予算化しているが、令和2年3月に財政当局で財源構成を行う予定と聞いている。

○ 財政規律、また、財政再建に努める中での取り組みであるため、明確な財源が示されるように努めていただきたい。(要望)

○ あくまで本庁舎の耐震問題によって、災害対策の拠点の必要性や、これからの中心市街地を長期的な視点で捉えたうえで、市役所が御旅屋セリオに入ることが望ましいと判断できた時、全面移転を訴えていくこととしており、近日中に全面移転すべきとはしていない。

なお、今回、御旅屋セリオ5階に催事場を整備するため、1億3千万円を補正計上しているが、その内容は、催事場の整備のみに係るものか。

△ 過去に御旅屋セリオを改修した時の平米単価を基に、催事場及び会議室等の整備予算の枠取りをした。現在は、設計の最中であり、詳しい内容がまだ出ていないが、1億3千万円を掛けて催事場を整備するということではない。

○ 今回の工事は行政機能の一部移転も見据えていると思うが、移転のために、さらに工事が必要となることはないのか。

△ 今後の行政機能の一部移転を想定して改修をしていくため、今回の工事と同じ箇所新たに改修工事をするのではない。

○ これから庁舎が移転しても、今回の5階催事場の工事部分に関しては、さらに費用が掛かることはないとのことだが、3階や6階にも空きスペースがあり、市の機能を移転するとなるとそのフロアについても改修していかなければならないと思うが、本当に追加の工事費用は掛からないのか。

△ 先行して5階の整備について説明をしたが、令和元年9月定例会において示した百貨店退店後の空き店舗対策としての開業支援及びテナント誘致の方針も含め、現在、総合的に検討中であることをご理解いただきたい。

○ 事前に御旅屋セリオの2階に、高岡地域地場産業センターが入居するとの説明を受けている。今回の補正予算では、2階に係る経費が含まれていることから、当該センターの入居に係る設計が含まれていることになるが、何故、当該センターの入居のため、現在、オタヤ開発㈱が所有する2階の設計を市で行わなければならないのか。

△ 高岡は、高岡銅器や高岡漆器などの伝統産業の地であったため、呉西圏域の中で、県内地場産業の拠点施設として、高岡地域地場産業センターの事務所が置かれている。このことから、御旅屋セリオへの移転によって、産業振興的効果を発揮することも期待している。市長の提案理由においても、御旅屋セリオの更なる活性化を図るため、イニシアティブをとっていくとしており、設計も市が率先して進めていく

ものと捉えている。まずは議会に設計に係る予算の補正計上を諮り、議決を得たならば、当該センターの理事会に移転について、諮っていくこととしている。

- 今後、高岡地域地場産業センターと同様に御旅屋セリオに入居する全てのテナントに対し、本市が設計・施工・修繕・改修等の費用を負担していくことになるのか。
- △ 民間テナントの入居については、令和元年9月議会で空き店舗対策として可決された開業支援の制度を用いて、改修費やランニングコスト等の諸費用を工面していただきたい。また、高岡地域地場産業センターの御旅屋セリオへの入居に係る設計については、他の入居テナントとは別のものと認識している。
- 高岡地域地場産業センターは、市長が理事長をしている団体だから特別な扱いを受けていると思っている。入居する他の民間テナントと不公平感があり、理解しがたい予算になっていることを指摘する。(意見)

【議案第 165 号について】

- 市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について、自転車の安全かつ円滑な通行のため、車道部に自転車通行帯を設置する要件を規定することだが、本市において、自転車通行帯を設けなければならない箇所はどれだけ存在するのか。また、今後の自転車通行帯の整備方針は。
- △ 新たに自転車通行帯を設ける箇所については、まず道路の通行量の状況を確認していく。また、自転車通行帯を設置する場合、限られた道路の幅員を制限することになるため、道路沿線の住民の意見を聞きながら対応していくこととなる。
- 通学路の安全確保の取り組みにも通じてくるものになると思うが、十分にそれぞれの地元と合意形成を図り、是非、自転車通行帯を設ける場所を増やしていただきたい。(要望)

〔討論〕

(議案第 147 号のうち本委員会所管分に反対の立場から)

御旅屋セリオ内のフロアの整備については、現在、未確定部分が多い。高岡地域地場産業センターの移転に係る駐車スペースの確保についてもオタヤグリーンパーキングを念頭に検討中とのことで、未だ具体的な計画が見えていない。財政健全化のため、市民に大きな負担をさせている中で、更に多額の予算を計上せざるを得ない状況になると考えられることから、反対する。

2 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第 104 条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

3 その他

- 。 次回の常任委員会の開催について

2月10日(月)午後1時に開催することが報告された。

〈 委員からの質疑等はなかった。 〉

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔産業振興部〕

- 次世代トップリーダー養成講座について
- 第 34 回日本海高岡なべ祭りについて

〈 委員からの質疑等はなかった。 〉

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

産業建設常任委員会 当局説明員（３０名）

産業振興部長	川 尻 光 浩	都市創造部長	堀 英 人
産業振興部次長 参事	渡 辺 朋 洋	都市創造部次長	根 上 幹 雄
産業企画課長	新 保 貴 之	都市創造部参事（兼務）	渡 辺 朋 洋
商業雇用課長	表 野 勝 之	都市計画課長	久 郷 聡
観光交流課長	長 井 剛 志	花と緑の課長	有 栖 友 広
農業水産課長	須 田 稔 彦	道路整備課長	橘 茂 徳
農地林務課長	川 渕 利 直	土木維持課長	広 田 利 和
みなと振興課長	中 出 裕 嗣	建築政策課長	日 名 田 尚 明
		営繕課長	小 泉 和 浩
農業委員会事務局長	笹 島 永 吉		
		上下水道事業管理者	黒 木 克 昌
福岡総合行政センター所長	柴 田 文 夫	上下水道局次長	嘉 信 和 昭
福岡総合行政センター次長 地域振興課長	末 坂 進	上下水道局次長 参事	浜 谷 圭 一
産業建設課長	堂 田 康 弘	上下水道局参事	炭 谷 信 之
福岡まちづくり推進室長	池 田 政 弘	総務課長	五 十 里 康 夫
		営業課長	宮 田 修 司
		水道工務課長	寺 井 義 則
		下水道工務課長	熊 本 敬 二
		施設維持課長	島 信 治